

年末・年始の 業務について お知らせ



市役所・各支所執務

◇12月28日は御用納めです。
午後5時まで執務します。
◇1月4日は御用始めです。
午後5時まで執務します。

成人式……

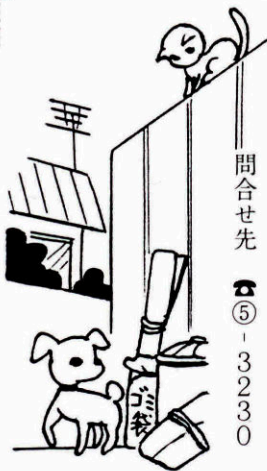
◇1月3日 午前10時から
中央公民館大講堂で行われ
ます。



清掃工場への持込み……

◇12月30日まで平常どおり受
付ます。31日は午前中まで。
◇1月4日から平常どおりで
す。

問合せ先 ☎⑤・3230



年始のごみ収集……

◇1月4日(水)まで休みます。
◇1月5日(木)から「ごみ収集日
程表」とおり収集します。

下水道管が詰まった時……
◇東深川終末処理場へ
問合せ先 ☎⑥・1289

火葬業務……

◇平常どおり業務を行います。
し尿くみ取り業務……

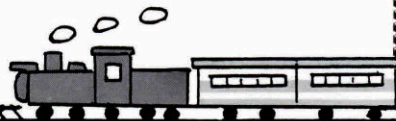
◇12月25日までに申込まれた
家庭に限り、年内までにく
み取ります。

しかし、年末に申込みが集
中しますと、処理能力に限
界があるため混乱しますの
で早目に申込んでください。
◇新年は、1月7日から業務
を行います。

申込先・長門環境管理センター
☎⑥・2752

年末・年始 長門市と小郡間に直通列車 「北長門号」がはしります

期間：12月24日～1月8日（毎日運転）



時刻		上り		下り	
長門市発	9:42	長門市着	19:14	小郡着	11:07
長門湯本発	9:48	長門湯本着	19:08	小郡着	11:13
小郡着	9:54	小郡着	17:43	小郡着	11:19

特別障害者手当 障害児福祉手当の申請を

障害の状態が重く、常時特
別の介護が必要な人に、次の
ような手当が支給される制度
があります。

この手当は、申請しないと
支給されませんので、手当の
支給要件に該当する人の家族
は手続きをしてください。

手当の支給要件

・特別障害者手当

ア 身体障害者手帳1・2
級程度、療育手帳A級程
度の障害（別表1）が二
つ以上重複している。

イ 施設に入所していない。
ウ 病院に継続して3か月
以上入院していない。

エ 前年の所得が基準以下
である。

オ 年齢が満20歳以上であ
る。

・障害児福祉手当

ア 身体障害者手帳1級と
2級の程度、療育手
帳A級程度の障害（別表
2）がある。

イ 施設に入所していない。
ウ 前年の所得が基準以下
である。

オ 年齢が満20歳未満であ
る。

手続きの方法

身体障害者手帳、療育手帳
現在支給を受けている年金や
手当の証書、印鑑を持参して
福祉事務所です手続きをしてく
ださい。

なお、医師の診断書が必要

な場合があります。この診断
書の様式は福祉事務所にあり
ます。

手当の支払い

申請した翌月分から支給さ
れます。

手当の月額

特別障害者手当

月額 2万950円

障害児福祉手当

月額 1万1千700円

詳しいことは、福祉事務所
庶務係におたずねください。

（市内線111）

別表1 特別障害者手当

1. 両眼の視力の合計が0.04以下。
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上。
3. 両手の機能に著しい障害がある。（両手の全部の指を失っている。又は、両手の全部の指の機能に著しい障害がある場合を含む）
4. 両足の機能に著しい障害がある。又は、両足の足首から上を失っている。
5. 体幹の機能障害で座っていることが出来ない。又は立上ることが出来ない。
6. このほか、身体の機能の障害又は長期間の安静が必要な病状で、その程度が1から5までと同じと認められる状態であって、日常生活の用務が出来ない。
7. 精神障害で、程度が1から6までと同程度以上。

別表2 障害児福祉手当

1. 両眼の視力の合計が0.02以下。
2. 両耳の聴力が補聴器を使用しても聞こえない。
3. 両手の機能に著しい障害がある。
4. 両手の全部の指を失っている。
5. 両足が全く使えない。
6. 両方の大腿部を半分以上失っている。
7. 体幹の機能障害で座っていることが出来ない。
8. このほか、身体の機能の障害又は長期間の安静が必要な病状で、その程度が1から7までと同じと認められる状態であって、日常生活の用務が出来ない。
9. 精神の障害で、程度が1から8までと同程度以上。
10. 身体の機能障害や病状又は精神の障害が重複する場合で、その状態が1から9までと同程度以上。